

○国土交通省告示第六百九十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第五項第一号の規定に基づき、申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件

建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次に掲げる事項を明示した図書とする。

- 一 昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重
- 二 防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。